

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年12月26日

【事業年度】 第13期(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

【会社名】 株式会社Amaz ia

【英訳名】 Amaz ia, inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐久間 亮輔

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区南平台町2番17号

【電話番号】 03-6427-8856(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 神津 光良

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区南平台町2番17号

【電話番号】 03-6427-8856(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 神津 光良

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月		2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年9月
売上高	(千円)	1,375,500	3,386,580	7,524,525	7,507,568	6,547,840
経常利益	(千円)	77,337	396,443	1,084,693	290,843	144,132
当期純利益	(千円)	94,951	303,027	750,264	185,340	41,243
持分法を適用した場合 の投資利益	(千円)					
資本金	(千円)	161,472	338,524	356,089	361,504	366,004
発行済株式総数	(株)	3,018,000	3,314,100	6,710,200	6,734,600	6,754,600
純資産額	(千円)	308,132	965,007	1,800,970	2,049,700	2,041,309
総資産額	(千円)	565,159	1,613,255	3,106,918	3,020,181	2,864,191
1株当たり純資産	(円)	51.05	145.60	260.87	289.03	286.40
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益	(円)	15.91	46.77	112.33	27.55	6.14
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)		44.96	107.91	26.74	6.04
自己資本比率	(%)	54.5	59.8	56.3	64.4	66.1
自己資本利益率	(%)	37.6	47.6	55.3	10.0	2.1
株価収益率	(倍)		37.2	31.5	46.2	111.5
配当性向	(%)					
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	53,988	324,928	849,901	224,132	57,328
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	9,006	58,918	25,969	25,887	130,301
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	13,095	334,596	30,215	7,368	94,924
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	239,177	839,783	1,693,930	1,899,544	1,731,646
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	12 〔1〕	16 〔2〕	25 〔3〕	27 〔6〕	31 〔11〕
株主総利回り	(%)			203.4	73.1	39.4
(比較指標：配当込みTOPIX)	(%)	(-)	(-)	(104.9)	(133.7)	(124.2)
最高株価	(円)	-	6,370	5,330 (10,840)	3,735	1,530
最低株価	(円)	-	1,355	3,300 (3,540)	1,050	545

- (注) 1. 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式は2018年12月20日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から2019年9月期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 2018年9月1日付で普通株式1株につき200株、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 第9期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
7. 第9期、第10期の株主総利回り及び比較指標は、2018年12月20日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、記載しておりません。第11期から第13期までの株主総利回り及び比較指標は、第10期末を基準として算定しております。また、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、株主総利回りを算定しております。
8. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
ただし、当社株式は、2018年12月20日から東京証券取引所マザーズ市場に上場しており、それ以前の株価については該当事項がありません。また、当社は2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、第11期の株価については、当該株式分割後の最高株価及び最低株価を記載し、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
9. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第13期の期首から適用しており、第13期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社は、2009年10月1日に「世界にチャレンジするインターネットサービスを創る」という経営理念のもと設立されました。個人のライフスタイルをより充実させるインターネットサービスを創りたいとの思いから、共同購入クーポンサイト、コマースサイトのシステム提供等、様々なアプリを運営していく中で、マンガアプリ事業に商機を見出し、同事業を本格的に行うために、マンガアプリ事業に経営資源を集中させることといたしました。

設立以後の当社に係る経緯は、次のとおりであります。

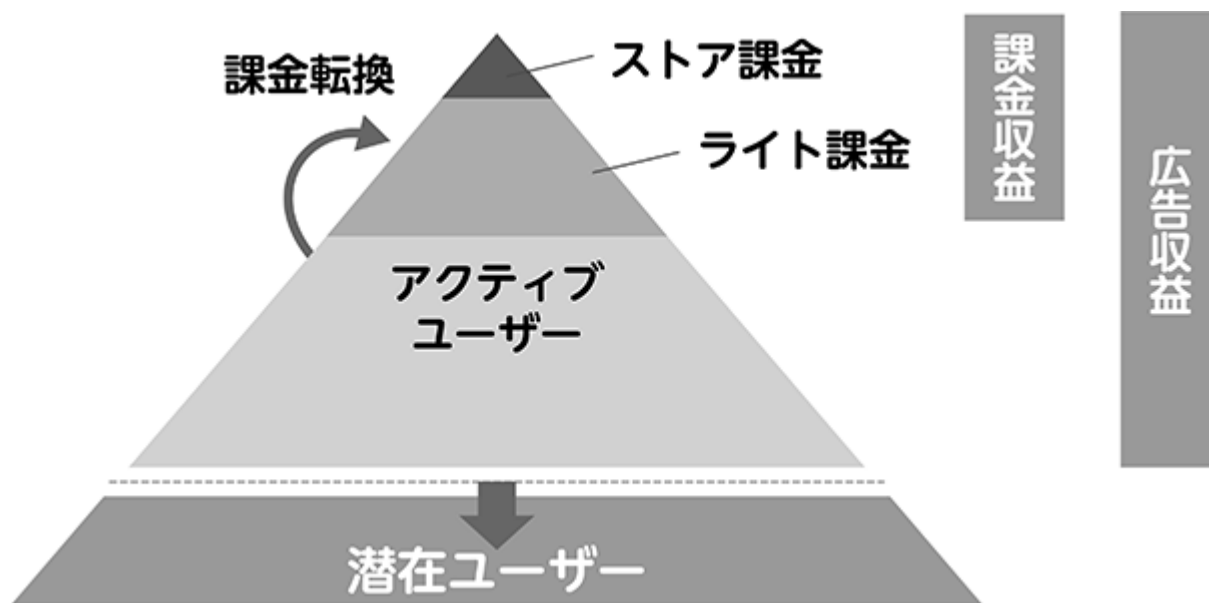
年月	概要
2009年10月	東京都渋谷区道玄坂に当社設立（資本金500万円）
2010年7月	共同購入クーポンサイト「GroupMail」サービス提供開始
2010年9月	株式会社アイデアコミュニケーションを吸収合併
2011年10月	本社を東京都渋谷区円山町に移転
2014年11月	プレミアム型マンガアプリ「マンガBANG!」をサービス提供開始
2015年8月	「マンガBANG!」における電子書籍配信作品数強化を図るため、株式会社メディアドゥとの資本業務提携契約を締結
2015年11月	無料マンガアプリ「マンガ全巻無料極」をサービス提供開始
2015年11月	プレミアム型マンガアプリ「マンガBANG!」ストア機能追加
2016年7月	本社を東京都渋谷区円山町内に移転
2017年5月	「マンガBANG!」WEB配信サービス提供開始
2017年12月	マンガ投稿サービス「マンガEpic!」をサービス提供開始
2018年12月	東京証券取引所マザーズ（現グロース）に株式を上場
2019年1月	本社を東京都渋谷区南平台町に移転
2020年6月	女性向けエンタメアプリ「Palfe（パルフェ）」（現 女性向けマンガアプリ「マンガトート」）をサービス提供開始
2020年10月	海外向けアニメ・マンガ関連英語ニュースサイト「Tokyo Anime News」をサービス提供開始
2021年3月	海外向けマンガアプリ「Manga Flip」をサービス提供開始
2021年4月	オリジナルマンガレーベル「マンガBANGコミックス」創刊
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場に移行

3 【事業の内容】

当社は、創業以来、多様なインターネット・アプリサービスを企画、開発から運用まで一貫して自社内で完結した開発運用体制を構築し培ってきた、アプリ開発力やマネタイズ力を強みとして、個人のライフスタイルをより充実させる様々なインターネットサービスの開発・運用を経て、2014年11月にフリーミアム型マンガアプリ「マンガBANG!」のサービス提供を、2020年6月には女性向けマンガアプリ「マンガトート」のサービス提供を開始する等、現在は、マンガアプリ事業に経営資源を集中しております。

「マンガBANG!」及び「マンガトート」では、フリーミアムモデル（注）という、多数のユーザーに最適な広告閲覧を促し、高い広告収益を得ること及びユーザーが課金衝動を覚えるタイミングでライトな（少額）課金モデルを提供し、課金ユーザーへの転換を促すことで、高ARPU（一人当たり顧客単価）を実現して参りました。また、変化の著しいアプリ市場に対応するために、ユーザーの行動分析を基にしたUI/UXの改善や最適な広告配信構成の見直しを行うとともに、配信作品の増加を実現して参りました。

（注）フリーミアムモデル：基本的なサービスはすべて無料で提供し、一部の機能を有料で提供するビジネスモデル



なお、当社はマンガアプリ事業の単一セグメントであります。

当事業年度末現在で、当社が運営するスマートフォンアプリの主要なタイトルは以下のとおりであります。

セグメント	アプリタイトル	内容
マンガアプリ事業	「マンガBANG!」	複数出版社の有名作品に加え、オリジナル作品を配信するプラットフォーム型のスマートフォン向けマンガアプリです。基本無料で利用できるため、多数のユーザーを獲得することが可能となり、毎日利用するアクティブユーザーを増やし、広告収益と課金収益でのマネタイズを行っています。
	「マンガトート」	複数出版社の主に女性向けマンガを配信するプラットフォーム型のスマートフォン向けマンガアプリです。基本無料で利用でき、「マンガBANG!」で培ったノウハウを活かして、ユーザーの獲得及び広告収益と課金収益の最適化を図っています。

(1)マンガアプリ

当社が企画、開発、運営する「マンガBANG!」、「マンガトート」は、基本無料で利用できるフリーミアム型マンガアプリです。主な収益モデルは課金と広告によるもので、次の2つの主要サービスから成り立っております。

話課金 + 広告収益モデル

「マンガBANG!」は「メダルで読む」、「チケットで読む」（注1）コーナーが、「マンガトート」は「チケットで読む」（注2）コーナーが話課金 + 広告収益モデルです。「マンガBANG!」、「マンガトート」ともに話課金は、少額な課金モデルで、広告収益は、当アプリ内で広告を表示することやユーザーが動画広告を視聴すること等で収益化するモデルです。

これらのフリーミアムコーナーでは、基本的には無料で読むことができ、課金する場合も1話毎の少額課金のため、マンガ離れした人やこれまでマンガを読んでいなかった人にとって、取り掛かりやすいモデルとなっています。このような潜在的なユーザーの掘り起こしを推進することにより、より多くのユーザー獲得を目指しています。

購入モデル

「ストア」（注3）コーナーでサービス展開しており、ユーザーは課金をして、電子書籍を1巻単位で購買し、読むことができます。

「ストア」コーナーでは、定期的に無料特集を行っており、数巻分を無料でダウンロードして読むことができようにし、新しく読み始める作品を探しているユーザーに、過去及び新規の優良作品に出会う機会を創出しております。

従来の販売モデルと同じモデルであるため、出版社等にとって一番受け入れやすいモデルになります。そのため、当社モデルの中でも最も多く有名作品を取り揃えることができます。話題となった人気作品のみを読みたいマンガに関心が薄い人や、フリーミアムコーナーや「ストア」コーナーのキャンペーンで特定の作品・作家のファンとなった人、物理的な保管場所に困っている人をターゲットとしております。

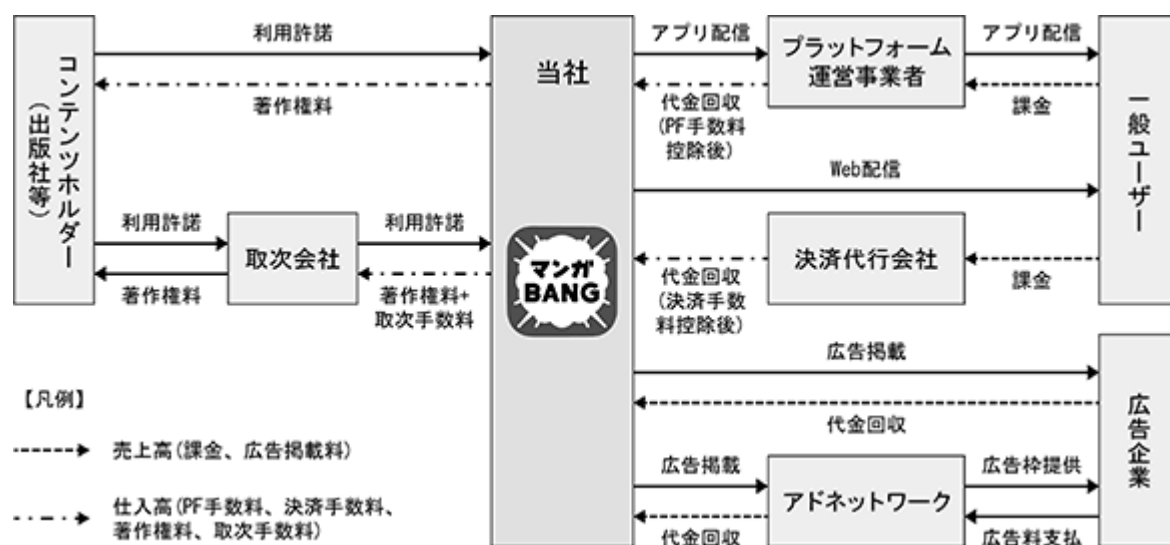
(注) 1. 「メダルで読む」、「チケットで読む」：「マンガBANG!」の基本的なサービスは無料とするフリーミアムコーナーのサービスで、フリーメダル、SPメダル、チケット、有償コイン等を利用して、1話毎に40～60円程度でマンガを72時間レンタルして読むことができるコーナー

2. 「チケットで読む」：「マンガトート」の基本的には無料で利用できるフリーミアムコーナーのサービスで、作品毎に23時間待てば1話無料でマンガが読め、1話毎に60～70円程度と少額で購入できるコーナー

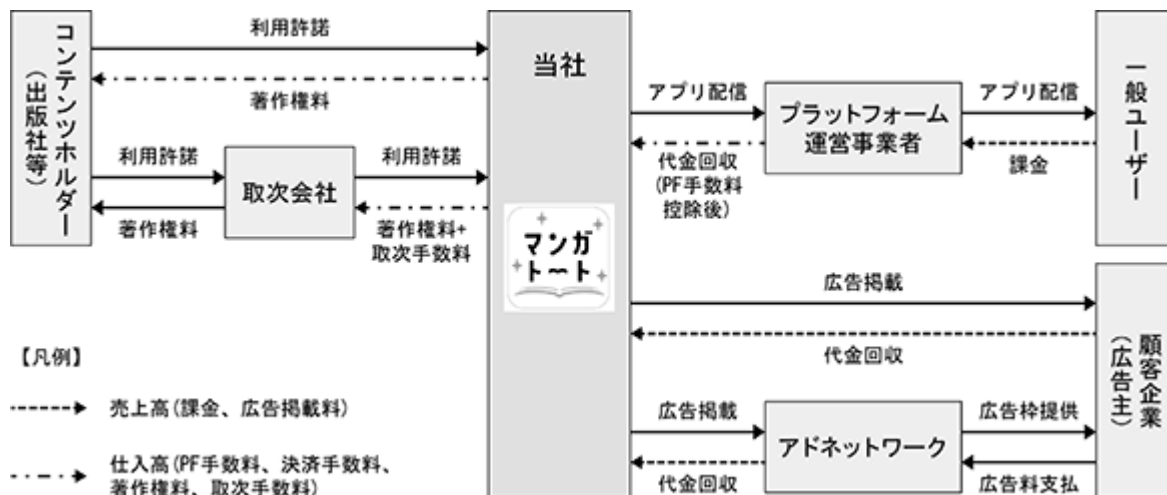
3. 「ストア」：有償コインを利用して、マンガを1冊単位で購入して読むことができるコーナー

以上述べた「マンガBANG!」、「マンガトート」の事業の内容を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。

「マンガBANG!」事業系統図



「マンガトート」事業系統図



(2) マンガ制作

当社は、自社マンガアプリサービスの差別化及び収益の重層化のために、2019年9月よりオリジナルマンガ制作に着手しております。2021年4月にはオリジナルマンガレーベル「マンガBANGコミックス」を創刊し、異世界転生系、恋愛系等、小説のコミカライズを中心に作品制作に取り組み、制作本数の拡大に向けて、体制強化を行っております。

IPホルダーとして利益を享受するために、オリジナル作品の大ヒット及びメディアミックス化に向けて、他社との協業案件にも着手しております。また、著作権料率の低いオリジナル作品の売上割合が増加することで、利益率の改善効果も期待できます。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
31 [11]	35.6	2.95	6,190

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 臨時従業員数には、アルバイトを含み、業務委託社員を除いております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当社はマンガアプリ事業の単一セグメントとなるため、セグメント毎の従業員数の記載については、省略しております。
6. 前事業年度末に比べ従業員数が4名増加しております。主な理由はオリジナルマンガ制作の業容拡大に伴い期中採用が増加したことによるものです。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

『世界にチャレンジするインターネットサービスを創る』を経営理念とし、日常で生まれるスキマ時間を充実できる質の高いサービス、事業の創出に取り組んでおります。この経営方針に基づき、絶えず変化し続けるインターネットサービスの分野において、新しい楽しさや便利さを生み出せるよう、新たな事業領域に挑戦し続け、持続的な成長と企業価値の向上を目指しております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、持続的な成長と企業価値の拡大を図るために、現状の成長期においては、事業規模の拡大を重視しており、「売上高」を重要な経営指標としております。

(3) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

当社の主たる事業領域である電子書籍の市場環境は、スマートフォンユーザーの増加を背景に拡大が続いております。インプレス総合研究所「電子書籍ビジネス調査報告書2022」によると、2021年度の電子書籍市場（電子書籍＋電子雑誌）規模は5,510億円と推計され、2020年度の4,821億円から689億円（14.3%）増加し、2026年度には8,000億円を超える市場に成長すると予測されています。また、2021年度のマンガアプリ広告収益市場規模は、前年と同額の260億円であるものの、2022年度は270億円に増加すると予測されており、アプリでマンガを楽しむユーザーは、引き続き増加傾向にあります。

一方で、厳しい競争環境と新型コロナウイルスの感染状況の改善に伴うユーザー行動の変化等が、1人当たり課金売上に影響を与えていると認識しております。また、個人情報保護強化による影響や世界経済の停滞及び国内のインフレによる広告市況の悪化等が、1日当たり広告収益の低下をもたらしております。

このような市場環境の中で、主力である「マンガBANG!」のフリーミアムモデルのコーナーにおいて、配信される作品の差別化を図るために、オリジナル作品の創出、出版社作品の先行配信を行うとともに、配信作品の拡充を図るために、株式会社KADOKAWA等の新規取引先との取引を開始しました。また、2022年6月まではユーザー数の増加を重視して広告宣伝費を投下して参りましたが、市場環境等を踏まえて、2022年7月以降は効率的に広告宣伝費を投下して参りました。

今後につきましてもフリーミアムコーナーの配信作品数を増加することや、オリジナル作品の拡充を実現することにより、ユーザーの増加をはじめ、各KPIの成長を目指して参ります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、今後においてもこれまで培ったビジネス構築力を基盤に、既存のマンガアプリ事業において利益確保しつつ、マンガ制作、マンガアプリの海外展開及び新規サービスへ経営資源を投下し、高い成長率を確保することに加え、コーポレート・ガバナンスの充実も重要な課題であると認識しております。

これらの課題に対処するために、当社は対処すべき課題として以下の施策に取り組んで参ります。

「マンガBANG!」の差別化

「マンガBANG!」は作品数・ジャンルの充実、機能拡充により、他社との差別化を図った結果、MAU（月間アクティブユーザー）は高水準で維持しており、今後も業績拡大に寄与することと見込んでおります。一方で電子コミック市場は拡大を続けているものの、電子書籍のビジネスモデルの多様化や成熟によって、電子書籍市場が徐々に飽和していくことも想定されます。

当社は、このような状況下においても、さらに「マンガBANG!」の魅力を高めるため、オリジナル作品の制作及び大手出版社との新規取引を実現して、知名度が高く人気のある作品をより多く獲得することで、差別化を進める施策に取り組んで参ります。

周辺ビジネスの拡大

当社は、設立以来、変化の早いインターネット市場の動向をいち早く捉えて様々な事業にチャレンジして参りました。今後、中長期での成長を実現するために、マンガアプリ事業領域において蓄積した知見やノウハウ等を活用し、迅速かつ効率的に周辺事業への拡大にチャレンジして参ります。

現在は主力の「マンガBANG!」の運営の他、マンガ制作も強化しております。マンガ制作については、(a)出版社と協業したオリジナル作品の制作、(b)異世界転生系等の小説のコミカライズ、(c)当社オリジナル作品を制作し、自社販売に加えて外販も積極的に行うことで、IPとしての価値を育て、自社IPのアニメ・ドラマ化等、収益の多様化の実現を目指して参ります。

海外展開への対応

当社は、日本が誇るコンテンツといえる「マンガ」を成長著しい世界のスマートフォンアプリ市場へ迅速に展開することが、一層の事業拡大を目指す上で重要であると認識しております。また、日本のマンガの海外市場規模が、コンテンツの認知度と比較して小さいとも当社は考えております。

当社では、海外向けマンガアプリ「Manga Flip」に課金モデルを追加するリニューアルを予定しており、今後も海外市場で受け入れられるビジネスモデルを開拓して参ります。

新規ビジネスの立上げ

当社は、将来的にはマンガアプリ事業から創出される利益を、スキマ時間を楽しくする新たなサービス、事業の創出に向けて、単一事業への偏重によるリスクを抑制し、将来の事業環境の変化にも機動的に対応できるビジネスポートフォリオの構築にも注力して参ります。

M&Aの活用

新規事業及びマンガアプリ事業の拡大のためには、M&Aも有効手段であると考えております。M&Aを行うにあたっては、投資効果はもちろん、対象企業の将来性や当社事業とのシナジーを十分に検討した上で、積極的に取り組んで参ります。

優秀な人材の確保と育成

当社は、今後の更なる事業拡大のために、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。特に、既存サービスの充実や新規事業の展開をするためにエンジニアの採用、またマンガ制作を強化するために編集者の採用に力を入れております。

また、採用を強化するために、社内教育制度の整備、多様な働き方を実現する職場環境の改善、福利厚生の実施を図っていきることに取り組んで参ります。

組織体制の強化と内部統制及びコンプライアンス体制の強化

当社は、今後更なる事業拡大を推進するに当たって、従業員のモチベーションを引き出す目標管理制度や福利厚生等の人事制度構築に努めながら、業務遂行能力、人格、当社の企業文化及び経営方針への共感を兼ね備え、グローバルに活躍できる優秀な人材の採用に取り組んで参ります。

組織設計においては少人数単位でのチーム制を採用すると同時に、チーム毎の自律性を促すよう権限の委譲を押し進めることで意思決定の質とスピードを維持・向上するなど、従業員のパフォーマンスを最大化させる取組みを引き続き継続していく方針であります。

また、内部統制及びコンプライアンス体制の充実・強化を図って参ります。

知的財産権の侵害への対応について

当社は、著作権等の権利を著しく阻害する海賊版サイトによって生じる機会損失が当社の業績に影響を及ぼす可能性があると認識しております。そのため、海賊版サイトの根絶に向けて、出版社、電子書店、関係者と協調して対策を協議実行するとともに、法制度整備並びに著作権教育の推進に努めて参ります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

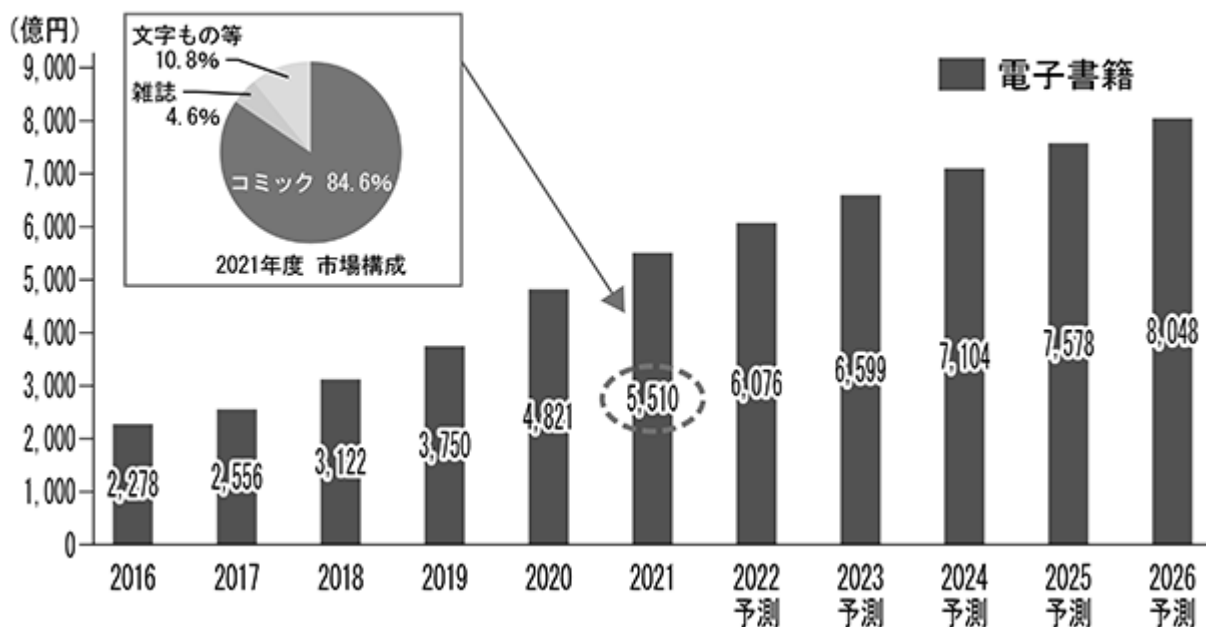
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスクについて

マンガアプリ事業の特性について

マンガアプリ事業の背景となる電子書籍市場は、スマートフォン・タブレット端末が普及したことにより、大きく成長しております。マンガアプリ事業が属する国内の電子書籍市場（電子書籍＋電子雑誌）の規模は、下図（注）のとおり2021年度は5,510億円と推計されており、今後も拡大基調が予測される一方で、激しい競合環境が続いております。当社はこうした電子書籍市場の拡大や幅広い表示端末に対応し、各種サービス内容の拡充と整備を進めていく所存であります。万が一、電子書籍市場の拡大が想定どおりに進まなかった場合、法制度の改定等により当社が行うサービスが規制対象となった場合、その他予測し得ない不測の事象が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

電子書籍市場の推移



(注) 株式会社インプレス総合研究所「電子書籍ビジネス調査報告書2022」(電子書籍に電子雑誌も含まれます)

アプリ広告の動向について

当社が運営するマンガアプリでは、数多くの広告主及びアドネットワークを含む広告代理店（以下「広告主等」という）へ広告の掲載を委託しており、広告の収益性は経済状況、市況、広告主等の経営状況によって変動する可能性があります。当社といたしましては、新しい広告システムの情報収集を常時積極的に行い、安定かつ高収益の広告が配信できるよう努めておりますが、広告主等の状況により広告出稿意欲の減衰があった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

Apple Inc. 及び Google Inc.の動向について

当社売上の大半は、スマートフォンアプリを利用した課金売上及び広告売上であり、当社の事業モデルは、Apple Inc.及びGoogle Inc.の2社のプラットフォーム運営事業者への依存が大きくなっております。そのため、これらプラットフォーム運営事業者の事業戦略の転換並びに動向によっては、手数料率の変動等何らかの要因により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、プラットフォーム運営事業者の方針変更などにより、当社の提供するマンガアプリや当社のアカウントがプラットフォーム運営事業者により削除された場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスクについて

競合他社の影響について

マンガアプリ事業が属する電子書籍業界は競争が激化しており、その中で当社は積極的にサービスの拡充及びサービスの差別化を図ることで、当社ならではの付加価値を増やしてきました。その結果、売上高、「マンガBANG!」及び「マンガトート」の累計ダウンロード数は以下のとおり推移しております。ただし、競争の激化等によってARPU（一人当たり顧客単価）の向上やユーザー獲得が想定どおりに進まなかった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

回次	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2019年9月期	2020年9月期	2021年9月期	2022年9月期
売上高（千円）	3,386,580	7,524,525	7,507,568	6,547,840
「マンガBANG!」累計ダウンロード数（千人）	11,905	18,312	23,672	28,348
「マンガトート」累計ダウンロード数（千人）		258	1,266	1,624

著作物の利用許諾契約について

当社は、電子コミックの配信にあたり、著作権者等の取引先（法人及び個人）との間で著作物利用許諾契約を締結するとともに、これら取引先との良好な信頼関係を築いております。サービスの拡大においては、これら契約の継続を前提としておりますが、何らかの事情により契約の更新に支障をきたす場合、または著作物の利用料が変動した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権の侵害について

電子書籍コンテンツは海賊版や模倣品が流通することによって出版社や著作権者等に不利益をもたらします。仮に電子書籍コンテンツの知的財産権について、長期にわたり大規模な侵害行為を受けた場合には、その侵害行為によって生じる機会損失が当社の業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

特定取引先への依存について

当社は、マンガアプリ事業にあたり、多数の作家や出版社等の著作権者から提供を受けたコンテンツを配信しておりますが、ユーザーの嗜好により一部の取引先への依存度が高まっております。しかしながら、これら取引先との永続的な取引が確約されているものではなく、契約条件の変更等があった場合、当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

広告宣伝活動について

当社は、マンガアプリ事業において、下表の広告宣伝費の推移が示すとおり、広告宣伝活動を積極的に実施し、ユーザー数の増加を図っております。CPI（インストール当たり広告単価）やリテンションを管理し、費用対効果を検証しながら、最適な施策を実施しております。しかしながら、広告市場は景気動向の影響を受けやすいため、今後急激な景気動向の変化が生じた場合には、広告需要に影響を及ぼす可能性があります。また、競合による広告枠の獲得競争の激化等により、必ずしも当社の想定どおりに推移するとは限らず、当該施策が当社の想定どおりに推移しない場合、当社の業績及び今後の事業展開に重要な影響を及ぼす可能性があります。

回次	第10期	第11期	第12期	第13期
決算月	2019年9月期	2020年9月期	2021年9月期	2022年9月期
広告宣伝費（千円）	669,705	1,314,628	1,993,470	1,778,456

特定事業への依存について

当社は、主力サービスであるマンガアプリサービス「マンガBANG!」に経営資源を集中させております。
新たな柱となるサービスを育成し、収益構造の多様化を図って参りますが、事業環境の変化等により、当サービスが停滞又は縮小した場合、当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

システム障害について

当社の事業は、携帯電話やPC、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故（社内外の人的要因によるものを含む）等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業及び業績は深刻な影響を受けます。

また、当社の財務数値の一部は、自社開発したITシステムにより生成された帳票に基づき会計システムに入力しております。これらのシステム処理の適切性を担保するために、当社のコンピュータ・システムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めるなど、適切な業務処理統制を整備・運用しております。しかしながら、当社の運営する各サイトへのアクセスの急激な増加、データセンターへの電力供給やクラウドサービスの停止等の予測不可能な様々な要因によってコンピュータ・システムがダウンした場合や、コンピュータ・ウイルスやクラッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社の事業、業績及び適正な財務報告体制等に影響を与える可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスクについて

組織規模・社歴の浅さについて

当社組織は、従業員数が2022年9月末現在で31名（臨時従業員を除く）と規模が小さく、現在の社内管理体制もこの規模に応じたものとなっております。当社では、今後の事業強化、拡大に対応して人材の採用、育成と管理体制の強化を進めて参りますが、必要な人材の確保や社内教育等が順調に進まなかった場合には、当社の事業拡大に影響を与え、その結果、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。スマートフォンアプリ関連業界を取り巻く環境はスピードが速く流動的であり、マンガアプリ事業はその業態としての歴史も浅い為、期間業績比較を行うために十分な期間の財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報として不十分な可能性があります。当社における経営計画の策定には不確定事象が含まれざるを得ない状況にあります。

特定人物への依存について

当社の代表取締役である佐久間亮輔は、創業者であると同時に創業以来当社の経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を担って参りました。佐久間亮輔は、インターネットサービスの企画から開発、運用に至るまで豊富な経験と知識を有しております。また、取締役CTOである江口元昭は、当社サービスのシステム開発、インフラ開発に関する豊富な経験と知識を有しており、最高技術責任者として当社の技術的判断、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。当社では、取締役会や経営会議等において役員及び社員への情報共有や権限委譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、佐久間亮輔及び江口元昭に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由により佐久間亮輔及び江口元昭が当社の経営執行を継続することが困難になった場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の採用・育成について

当社は、今後急速な成長が見込まれる事業の展開や企業規模の拡大に伴い、継続的に幅広く優秀な人材を採用し続けることが必須であると認識しております。質の高いサービスの安定稼働や競争力の向上にあたっては開発部門を中心に高度な技術力・企画力を有する人材が要求されていることや、マンガ制作の拡大に伴い編集者の増員を見込んでいることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を継続的に採用すると共に、成長ポテンシャルの高い人材の採用及び既存の人材の更なる育成・維持に積極的に努めていく必要性を強く認識しております。しかしながら、当社の採用基準を満たす優秀な人材の確保や人材育成が計画どおりに進まなかった場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制の整備状況にかかるリスクについて

当社は、企業価値を継続的かつ安定的に高めていくためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するとともに、適切な内部管理体制の整備が必要不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な整備・運用、さらに法令・定款・社内規程等の遵守を徹底しておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の整備が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制に関するリスクについて

知的財産権について

当社は、電子コミックの配信にあたり、著作権をはじめとする知的財産権を侵害しないよう、取引先との間で締結する著作物の利用許諾契約を遵守し事業を展開しております。しかしながら、電子書籍の販売は新しい業態であるため、今後の法改正や解釈の変更、並びに海外展開による権利処理の複雑化等により、第三者から知的財産権に関する侵害を主張される可能性があります。このような場合、解決までに多くの時間と費用が発生する等、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンス体制について

当社では、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのため、コンプライアンスに関する社内規程を策定し、全役員及び全従業員を対象として年一回以上の社内研修を実施し、周知徹底を図っております。併せて、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。しかしながら、これらの取組みにも関わらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社の事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社の企業価値及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他のリスクについて

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社の株主及び役員並びに従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

なお、当事業年度末現在でこれらの新株予約権による潜在株式数は363,600株であり、発行済株式総数6,754,600株の5.4%に相当しております。

配当政策について

当社は、利益配分につきまして、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。しかしながら、現時点では配当を行っておらず、また今後の配当の実施及びその時期については未定であります。

為替リスクについて

当社の広告収益の一部は、外資系企業との米国ドル建の取引となります。今後も当該取引を拡大する方針であるため、為替相場などの変動による一般的な市場リスクを有しております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き存在している状況に加えて、地政学リスクの上昇により端を発した原材料価格の高騰、為替相場の円安進行等、先行きが不透明な状況となっております。

総務省「令和3年通信利用動向調査」（2022年5月公表）によると、2021年末時点でスマートフォンを保有する世帯の割合は88.6%（前年比1.8%増）と増加し続けております。インプレス総合研究所「電子書籍ビジネス調査報告書2022」によると、2021年度の電子書籍市場（電子書籍＋電子雑誌）規模は5,510億円と推計され、2020年度の4,821億円から689億円（14.3%）増加し、2026年度には8,000億円を超える市場に成長すると予測されています。また、2021年度のマンガアプリ広告収益市場規模は、前年と同額の260億円であるものの、2022年度は270億円に増加すると予測されており、アプリでマンガを楽しむユーザーは、引き続き増加傾向にあります。

一方で、厳しい競争環境と新型コロナウイルスの感染状況の改善に伴うユーザー行動の変化等が、1人当たり課金売上に影響を与えていると認識しております。また、個人情報保護強化による影響や世界経済の停滞及び国内のインフレによる広告市況の悪化等が、1日当たり広告収益の低下をもたらしております。

このような市場環境の中で、主力である「マンガBANG!」のフリーミアムモデルのコーナーにおいて、配信される作品の差別化を図るために、オリジナル作品の創出、出版社作品の先行配信を行うとともに、配信作品の拡充を図るために、株式会社KADOKAWA等の新規取引先との取引を開始しました。また、2022年6月まではユーザー数の増加を重視して広告宣伝費を投下して参りましたが、市場環境等を踏まえて、2022年7月以降は獲得効率を重視し、広告宣伝費を投下して参りました。

以上の結果、当事業年度における売上高は6,547,840千円（前年同期比12.8%減）、営業利益は116,573千円（前年同期比59.4%減）、経常利益は144,132千円（前年同期比50.4%減）、当期純利益は41,243千円（前年同期比77.7%減）となりました。

なお、当社はマンガアプリ事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしておりません。

(資産の部)

当事業年度末における総資産は2,864,191千円となり、前事業年度末に比べ155,989千円減少いたしました。これは主に、敷金及び保証金が71,277千円増加した一方、現金及び預金が167,898千円、未収還付法人税等が82,306千円減少したことによるものであります。

(負債の部)

当事業年度末における負債合計は822,882千円となり、前事業年度末に比べ147,598千円減少いたしました。これは主に、前受金が30,147千円、未払法人税等が23,204千円増加した一方、未払金が191,545千円減少したことによるものであります。

(純資産の部)

当事業年度末における純資産は2,041,309千円となり、前事業年度末に比べ8,390千円減少いたしました。これは主に、新株予約権が44,665千円、当期純利益の計上により利益剰余金が41,243千円増加した一方、自己株式の取得により103,299千円減少したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ167,898千円減少し、1,731,646千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動の結果得られた資金は、57,328千円（前事業年度は224,132千円の収入）となりました。その主な要因は、未払金の減少191,545千円により資金が減少した一方、税引前当期純利益の計上94,132千円、売上債権の減少69,759千円、投資有価証券評価損の計上49,999千円、株式報酬費用の計上44,665千円により資金が増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動の結果使用した資金は、130,301千円（前事業年度は25,887千円の支出）となりました。その主な要因は、敷金及び保証金の差入による支出72,423千円、投資有価証券の取得による支出49,999千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動の結果使用した資金は、94,924千円（前事業年度は7,368千円の収入）となりました。その主な要因は、自己株式の取得による支出103,834千円によるものであります。

生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当社事業はマンガアプリ事業の単一セグメントであり、当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

事業の名称	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	前年同期比(%)
マンガアプリ事業(千円)	6,547,840	12.8
合計(千円)	6,547,840	12.8

（注）主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

なお、Apple Inc.及びGoogle Inc.に対する販売実績は、当社が同社等を介して行う課金サービスのユーザーに対する利用料の総額であります。

相手先	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)		当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
Apple Inc.	4,193,233	55.9	3,677,169	56.2
Google Inc.	972,540	13.0	744,005	11.4

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」及び以下に記載しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に係る当事業年度の会計上の見積りについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載しております。

(繰延税金資産)

当社は、繰延税金資産について、将来減算一時差異の解消時期をスケジューリングし、繰延税金資産を計上しておりますが、繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績

(売上高)

主力サービスである「マンガBANG!」において、厳しい競争環境が続くため、第4四半期より広告宣伝方針を獲得件数重視から効率重視に変更しましたが、売上高、MAU(月間アクティブユーザー)はある程度の高水準で維持しつつ、営業利益を確保することができました。

一方で、厳しい競争環境と新型コロナウイルス感染状況によるユーザーの行動変化や国内のインフレによる消費マインドの減退等により、課金ARPU(Average Revenue Per Userの略。1ユーザーあたりの平均課金売上金額)は不安定な状況が続き、低調に推移しました。また、世界経済の停滞、国内のインフレによる広告市況の悪化や、ATT(App Tracking Transparencyの略。iOS14.5で導入)導入によって広告収益単価が下落したことで、一日当たり広告収益の低下をもたらしました。

この結果、当事業年度の売上高は、6,547,840千円(前年同期比12.8%減)となりました。

(売上原価)

売上高が前年同期比において減少したことにより、売上原価も売上高同様、減少しました。

この結果、売上原価は4,202,376千円(前年同期比12.7%減)となりました。

(販売費及び一般管理費)

費用対効果を重視し、効果的な広告宣伝を実施した結果、広告宣伝費は1,778,456千円(前年同期比10.8%減)、ストック・オプションの付与による株式報酬費用は42,794千円(前年同期比12.3%減)及び人員の増加に伴う給料手当は126,169千円(前年同期比21.0%増)計上しております。なお、広告宣伝は、継続的に効果検証を実施し効率化を図っています。

この結果、販売費及び一般管理費合計は、2,228,890千円(前年同期比7.4%減)となりました。

(営業外損益)

営業外収益は、28,198千円となりました。これは主に、為替差益20,780千円によるものです。

営業外費用は、640千円となりました。これは主に、支払手数料535千円によるものです。

(特別損益)

特別損失は、49,999千円となりました。これは、投資有価証券評価損49,999千円によるものです。

(法人税等)

法人税等(法人税等調整額を含む)は52,889千円(前年同期比49.9%減)となりました。

以上の結果、当事業年度の営業利益は116,573千円(前年同期比59.4%減)、経常利益は144,132千円(前年同期比50.4%減)、当期純利益は41,243千円(前年同期比77.7%減)となりました。

b. 財政状態

当社の財政状態につきましては「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析

当社キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりであります。

当社は、今後も更なる収益基盤の安定化及び持続的な成長を図るためには、収益源の多様化を実現する必要があると考えており、自社による新規事業の創出及び拡大のみならず、業務提携、M&A等の新たな事業・サービスへの提携・投資を積極的に取り組んでいく方針であります。当社の運転資金需要のうち主なものは、当社サービスを効果的に拡大していくための広告宣伝費及びサービス開発に係る人員の採用費、人件費であります。投資を目的とした資金需要は、主にM&A等によるものであります。これらの資金需要は自己資金により充当することを基本的な方針としておりますが、多額なM&A等の戦略的投資については、必要に応じて金融機関からの借入を実施いたします。

経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社は、外部環境の変化に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保することにより経営成績に重要な影響を与える可能性のあるリスク要因を分散、低減し、適切に対応を行って参ります。

経営戦略の現状と見通し

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社の主力サービスであるマンガアプリ「マンガBANG!」及びオリジナルマンガ制作の成長、拡大と新サービス、新規事業の創出に取り組んで参ります。

経営者の問題認識と今後の方針について

経営者は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載されている様々な課題に対処し、ユーザーにより良いサービスを継続的に提供していくことが必要であると認識しております。そのため、経営者は、現在の経営環境並びに入手可能な外部環境の変化に関する情報に基づき、迅速かつ最善な経営戦略の立案、経営課題に対する施策の実施に努めております。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) スマートフォン・タブレット端末向けアプリプラットフォーム運営事業者との契約

相手先の名称	相手先の 所在国名	契約名称	契約期間	契約内容
Apple Inc.	米国	Apple Developer Program License Agreement	1年間 (1年毎自動更新)	iOS搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約
Google Inc.	米国	Google Playデベロッパー 販売/配布契約書	定めなし	Android搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約

(2) 電子書籍取次業者との契約

相手先の名称	相手先の 所在国名	契約名称	契約期間	契約内容
株式会社 メディアドゥ	日本	マンガBANG! サービス連 携に関する契約書	2015年8月17日から 起算して2年、以後 1年毎自動更新	電子書籍作品に係る配信契約

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は7,908千円（建設仮勘定を含む）であり、その主な内容は、2024年1月頃に移転予定の移転先オフィスの内部造作の前払5,566千円、備品購入等2,342千円であります。

2 【主要な設備の状況】

2022年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具及び 備品	建設仮勘定	合計	
本社 (東京都渋谷区)	本社機能	1,671	3,873	5,566	11,111	31 〔11〕

- (注) 1. 現在休止中の設備はありません。
2. 従業員数の〔 〕は、臨時雇用者数を外数で記載しております。
3. 本社の建物は賃借しており、その年間賃借料は34,929千円であります。
4. 当社はマンガアプリ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、本社機能の強化及びマンガ制作等の事業拡大に伴う人員増加への対応を図るため、本社の移転を計画しております。重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加 能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都渋谷区)	本社移転 (内装工事、 備品購入)	150,000	5,566	自己資金	2022年 6月	2023年 12月	

- (注) 1. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。
2. 当社はマンガアプリ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年12月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,754,600	6,754,600	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	6,754,600	6,754,600		

(注) 提出日現在の発行数には、2022年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2017年3月15日 (第3回新株予約権)	2017年10月26日 (第4回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 6	当社取締役 2 当社監査役 3 当社従業員 10
新株予約権の数(個)	11(注)1、2	226(注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,400 (注)1、2、6、7	普通株式 90,400 (注)1、2、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	375(注)3、6、7	450(注)3、6、7
新株予約権の行使期間	自 2019年4月1日 至 2027年2月28日	自 2019年11月1日 至 2027年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 375 資本組入額 187.5 (注)6、7	発行価格 450 資本組入額 225 (注)6、7
新株予約権の行使の条件	(注)4	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得については取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	

当事業年度の末日(2022年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2022年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は400株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をする場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、上記のほか、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人または顧問その他の継続的な契約関係にある者である場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではなく、この場合、相続に上記は適用されないものとする。なお、新株予約権の相続は1回に限るものとする。

新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、新株予約権の一部行使は認められないものとする。

新株予約権の取得事由が発生した場合、当該新株予約権者の権利行使は認めない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、以下の区分に従い権利の一部または全部を行使できるものとする。なお、下記区分に従い権利を行使することができる新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。

- (a) 株式市場上場日後から6か月経過までは当初に割当てを受けた新株予約権の25%
- (b) 株式市場上場日から12か月経過までは当初に割当てを受けた新株予約権の50%
- (c) 株式市場上場日後から18か月経過までは当初に割当てを受けた新株予約権の75%
- (d) 株式市場上場日後から18か月経過以降は当初に割当てを受けた新株予約権の100%

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱いに関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得事由

本新株予約権の条件に準じて決定する。

組織再編行為の際の取扱い

本新株予約権の条件に準じて決定する。

6. 2018年8月14日開催の取締役会決議により、2018年9月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 2020年2月14日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2018年7月31日 (第5回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 9
新株予約権の数(個)	357(注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 142,800(注)1、2、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	450(注)3、6、7
新株予約権の行使期間	自 2020年8月2日 至 2028年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225 (注)6、7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得については取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2022年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は400株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をする場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、上記のほか、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人または顧問その他の継続的な契約関係にある者である場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではなく、この場合、相続に上記は適用されないものとする。なお、新株予約権の相続は1回に限るものとする。

新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、新株予約権の一部行使は認められないものとする。

新株予約権の取得事由が発生した場合、当該新株予約権者の権利行使は認めない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、以下の区分に従い権利の一部または全部を行使できるものとする。なお、下記区分に従い権利を行使することができる新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。

- (a) 行使期間開始日または株式市場上場日のいずれか遅い日から6か月経過後から2028年6月30日までは当初に割当てを受けた新株予約権の25%
- (b) 行使期間開始日または株式市場上場日のいずれか遅い日から12か月経過後から2028年6月30日までは当初に割当てを受けた新株予約権の50%
- (c) 行使期間開始日または株式市場上場日のいずれか遅い日から18か月経過後から2028年6月30日までは当初に割当てを受けた新株予約権の75%
- (d) 行使期間開始日または株式市場上場日のいずれか遅い日から24か月経過後から2028年6月30日までは当初に割当てを受けた新株予約権の100%

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱いに関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得事由

本新株予約権の条件に準じて決定する。

組織再編行為の際の取扱い

本新株予約権の条件に準じて決定する。

6. 2018年8月14日開催の取締役会決議により、2018年9月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 2020年2月14日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2019年11月15日 (第6回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	400(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 80,000(注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,345(注)3、6
新株予約権の行使期間	自 2025年1月1日 至 2026年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,345 資本組入額 1,172.5 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得については取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2022年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 新株予約権1個につき4,000円で有償発行しています。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をする場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、上記のほか、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

本新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2021年9月期から2024年9月期までの4事業年度において、当社が提出した有価証券報告書に記載される損益計算書(連結財務諸表を作成している場合には連結損益計算書)に記載される、全ての事業年度で売上高が一度も50億円を下回ることなく、かつ、いずれかの事業年度で売上高が100億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社が認めた場合はこの限りではなく、この場合、相続人に上記は適用されないものとする。なお、新株予約権の相続は1回に限るものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱いに関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得事由

本新株予約権の条件に準じて決定する。

組織再編行為の際の取扱い

本新株予約権の条件に準じて決定する。

6. 2020年2月14日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2019年11月15日 (第7回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 9
新株予約権の数(個)	230(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 46,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,345(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 2021年12月3日 至 2026年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,345 資本組入額 1,172.5 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得については取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2022年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2022年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分をする場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、上記のほか、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社関連会社の取締役、監査役、使用人または顧問その他の継続的な契約関係にある者である場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではなく、この場合、相続に上記は適用されないものとする。なお、新株予約権の相続は1回に限るものとする。

新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、新株予約権の一部行使は認められないものとする。

新株予約権の取得事由が発生した場合、当該新株予約権者の権利行使は認めない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、以下の区分に従い権利の一部または全部を行使できるものとする。なお、下記区分に従い権利を行使することができる新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な新株予約権の割合とみなす。

- (a) 行使期間開始後から12ヶ月経過までは当初に割り当てを受けた本新株予約権の25%
- (b) 行使期間開始後から24ヶ月経過までは当初に割り当てを受けた本新株予約権の50%
- (c) 行使期間開始後から36ヶ月経過までは当初に割り当てを受けた本新株予約権の75%
- (d) 行使期間開始後から36ヶ月経過以降は当初に割り当てを受けた本新株予約権の100%

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の取扱いに関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の条件で定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得事由

本新株予約権の条件に準じて決定する。

組織再編行為の際の取扱い

本新株予約権の条件に準じて決定する。

- 5. 2020年2月14日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年5月31日 (注) 1	250	15,090	8,125	161,472	8,125	157,758
2018年9月1日 (注) 2	3,002,910	3,018,000		161,472		157,758
2018年12月19日 (注) 3	240,000	3,258,000	145,728	307,200	145,728	303,486
2019年1月22日 (注) 4	44,300	3,302,300	26,898	334,099	26,898	330,385
2018年10月1日～ 2019年9月30日 (注) 1	11,800	3,314,100	4,425	338,524	4,425	334,810
2019年10月1日～ 2020年3月31日 (注) 1	32,800	3,346,900	14,085	352,609	14,085	348,895
2020年4月1日 (注) 5	3,346,900	6,693,800		352,609		348,895
2020年4月1日～ 2020年9月30日 (注) 1	16,400	6,710,200	3,480	356,089	3,480	352,375
2020年10月1日～ 2021年9月30日 (注) 1	24,400	6,734,600	5,415	361,504	5,415	357,790
2021年10月1日～ 2022年9月30日 (注) 1	20,000	6,754,600	4,500	366,004	4,500	362,290

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 株式分割

株式分割(1:200)によるものであります。

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,320円

引受価額 1,214.40円

資本組入額 607.20円

払込金総額 291,456千円

4. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当先 SMBC日興証券株式会社

発行価格 1,214.40円

資本組入額 607.20円

5. 株式分割

株式分割(1:2)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2022年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		1	13	39	22	23	3,399	3,497	
所有株式数 (単元)		10	1,192	3,900	1,870	170	60,345	67,487	5,900
所有株式数 の割合(%)		0.01	1.77	5.78	2.77	0.25	89.42	100.00	

(注) 自己株式143,599株は、「個人その他」に1,435単元、「単元未満株式の状況」に99株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
佐久間 亮輔	東京都渋谷区	2,400,000	36.30
江口 元昭	東京都渋谷区	1,600,000	24.20
株式会社メディアドゥ	東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号	140,000	2.12
江口 弘尚	東京都港区	111,600	1.69
CBS/IICS CLIENTS (常任代理人:三菱UFJ銀行)	PARQUE EMPRESARIAL LA FINCA PASEO CLUB DEPORTATIVO 1-EDIFICIO 4,PLANTA 2 28223 POZUELODE ALARCON (MADRID), SPAIN (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	83,500	1.26
斉井 政憲	千葉県松戸市	82,300	1.24
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋1丁目1-1 パレスサイドビル9F	80,000	1.21
平尾 丈	東京都板橋区	56,800	0.86
株式会社CARTA VENTURES	東京都渋谷区道玄坂1丁目21-1 渋谷ソラスト15F	47,800	0.72
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQ CO (常任代理人:三菱UFJ銀行)	1 ANGEL LANE LONDON - NORTH OF THE THAMES UNITED KINGDOM EC4R 3AB (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	43,700	0.66
計	-	4,645,700	70.27

(注) 上記のほか当社所有の自己株式143,599株があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 143,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,605,200	66,052	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 5,900		
発行済株式総数	6,754,600		
総株主の議決権		66,052	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式99株が含まれております。

【自己株式等】

2022年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式 数(株)	他人名義 所有株式 数(株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社Amaz ia	東京都渋谷区南平台町2番17号	143,500	-	143,500	2.12
計		143,500	-	143,500	2.12

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2022年6月30日)での決議状況 (取得期間2022年7月1日~2022年12月31日)	200,000	132,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	143,300	103,299
残存決議株式の総数及び価額の総額	56,700	28,700
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	28.35	21.74
当期間における取得自己株式	36,900	28,651
提出日現在の未行使割合(%)	9.90	0.00

(注) 2022年6月30日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は、2022年10月28日をもちまして終了しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	143,599		180,499	

(注) 当期間における保有自己株式には、2022年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきまして、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。しかしながら、当社は現在成長段階にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質強化のための投資等に充当し、更なる事業拡大を目指すことが、株主価値の最大化につながると考え、設立以来配当を行っておらず、また今後の配当の実施及びその時期については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

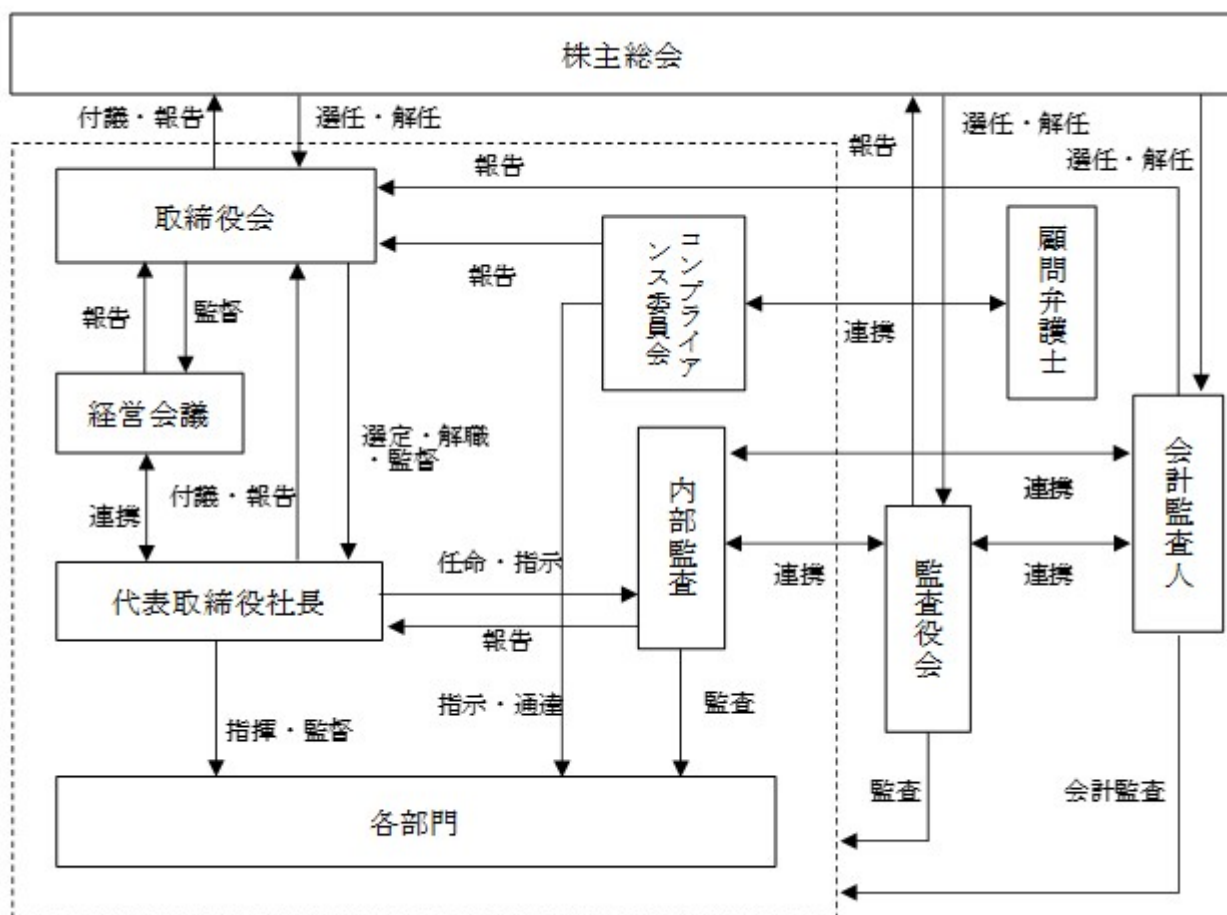
当社は経営の効率性と透明性を高め、安全かつ健全なる事業活動を通じ、企業価値の最大化を目指しております。また、企業活動を支えている全ての利害関係者（ステークホルダー）の利益を重視し、長期的かつ継続的な株主価値の最大化を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実に取り組んでおります。

企業統治の体制概要及び当該体制を採用する理由

当社は会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定していますが、独立性の高い社外取締役2名及び社外監査役のみで構成する監査役会を設置することにより、経営の監視機能面では、十分に機能する体制が整っていると判断しているため、現状の体制を採用しております。また、毎月開催の取締役会には、社外取締役及び社外監査役の全員が出席しており、当社の経営全般における状況の把握と監視がなされとともに、客観的かつ独立した立場からの意見を適宜いただいております。

また、コンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。

当社における企業統治の体制の概要図は、以下のとおりであります。



< 取締役会 >

当社の取締役会は、本書提出日（2022年12月26日）現在、5名（うち社外取締役2名）をもって構成され、定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、業務執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。なお、取締役会には監査役3名（全員が社外監査役）が毎回出席し、必要に応じ意見陳述をする等、取締役の業務執行状況を監査しております。

< 監査役会 >

当社の監査役会は、監査役3名（全員が社外監査役）をもって構成し、監査役は、取締役会その他重要な会議に出席しております。また、毎月1回開催される監査役会において会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。

現在、監査役の体制は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の3名体制としております。常勤監査役は非常勤監査役と常に連携を密にし、情報管理体制を整備しております。

< 経営会議 >

経営会議は、取締役会の決定した経営基本方針に基づき、経営に関する重要な事項を審議・決裁することにより、代表取締役社長及び取締役会を補佐しております。経営会議は、取締役3名、各部門のマネージャー4名、オブザーバーとして常勤監査役1名で構成しており、月2回開催しております。取締役会への付議事項についての事前討議などを行っています。

< 内部監査 >

当社の内部監査は、代表取締役社長から命を受け、経営管理部マネージャーが各組織の監査を実施しております。ただし、社長室及び経営管理部の監査は企画運営部マネージャーが実施しております。

内部監査担当者は、監査役会及び会計監査人との連携のもとに、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施し、被監査部門である各組織の監査結果並びに改善点については、内部監査担当者から代表取締役社長に対して報告書を提出しております。当該報告を踏まえ、代表取締役社長と内部監査担当者が協議し、改善等の指示が必要と判断された場合には、内部監査担当者は速やかに被監査部門組織の責任者に対してその旨を通知いたします。その後の改善状況については、被監査部門である各組織の責任者が内部監査担当者を經由して代表取締役社長に改善状況に関する報告書を提出し、内部監査担当者が改善処置実施状況を確認します。

< コンプライアンス委員会 >

当社では、代表取締役社長を委員長とし、各部門のマネージャーで構成されたコンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、コンプライアンスは当社にとって重要であると認識していることから「倫理・コンプライアンス規程」にて、当社としてのコンプライアンスの方針、体制、運用方法等を定め、コンプライアンス委員会を半期に1回開催しております。

コンプライアンス委員会では、コンプライアンスの推進のための施策及び法令違反に対する未然防止策の協議並びに全従業員に対する法令遵守意識の浸透と徹底を図ることを目的とした機関として機能しております。

機関ごとの構成員は次のとおりであります。 は議長・委員長、 はオブザーバーを表しております。

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営会議	コンプライアンス委員会
代表取締役社長	佐久間 亮輔				
取締役	江口 元昭	○		○	○
取締役	神津 光良	○		○	
取締役(社外)	村野 慎之介	○			
取締役(社外)	中野 玲也	○			
常勤監査役(社外)	小泉 妙美				
監査役(社外)	阿曾 友淳		○		
監査役(社外)	成川 弘樹		○		
マネージャー	林 遼			○	○
マネージャー	中村 文洋			○	○
マネージャー	狩野 健太郎			○	○
マネージャー	佐藤 翔太			○	○

企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、この基本方針に則り、業務の適正を確保するための体制を整備、運用しております。

- a. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、当社の全役職員を対象とした行動指針として倫理・コンプライアンス規程を定め、全役職員に周知徹底させる。
 - (b) 倫理・コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、当社全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図る。
 - (c) 内部通報規程に基づき、法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報システムの運用を行う。
 - (d) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務の執行に係る情報・文書(電磁的記録も含む)については、文書管理規程に従い保存・管理を行うものとし、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。
 - (b) 文書管理規程には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスクの未然防止、極小化のために組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、当社のリスクの網羅的、総括的な管理を行う。
 - (b) 新たに発生したリスクについては、リスク管理規程に基づいて担当部署にて規程を制定、取締役会にはかるものとする。
 - (c) 取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 当社の取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
 - (b) 職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。
 - (c) その他業務の合理化、電子化に向けた取組みにより、職務の効率性確保をはかる体制の整備を行う。
 - (d) 経営会議、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。
- e. 当社における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 業務の執行が法令及び定款に適合するとともに、業務の適正と効率の確保を目的として組織規程や職務分掌規程をはじめとする社内規程を定め業務を遂行する。
 - (b) 取締役及び使用人の職務遂行の適合性を確保するため、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。また、内部監査責任者は必要に応じて監査役及び監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 監査役が十全の監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位(専属か兼業か)について決議するものとする。
 - (b) この補助使用人の異動には監査役の同意を必要とし、またその人事評価は監査役が行う。
 - (c) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、監査部長等の指揮命令を受けないものとする。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生したまたは発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他当社の行動規範への重大な違反が生じたときは、監査役に報告する。
 - (b) 前項の監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
 - (c) 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (b) 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

i. 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

j. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (a) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
- (b) その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

k. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (a) 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社行動規範において、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たない」旨を規定し、全取締役・使用人へ周知徹底するものとする。
- (b) 反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた反社会的勢力対策規程を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

ロ リスク管理体制の整備の状況

当社は、公正で健全な企業活動を維持するため、各種規程の整備と運用、各種機関の適切な体制の維持及び的確な監査を実施しております。

当社のリスク管理は、監査役の監査業務、会計監査人による定期的な会計監査、内部監査担当者による内部監査、コンプライアンス委員会での定例会議などを基盤に行われ、社内、社外の公平な視点から業務執行状況を監査・監督し、業務活動の適正性・合理性を評価し、改善提言を行っております。

当社は、法令違反等の未然防止と早期発見による是正措置及び再発防止策を適切に講じることを目的として、常勤監査役及びコンプライアンス委員会担当者並びに顧問弁護士が直接情報受領窓口となる内部通報体制を設置し、運用しております。

ハ 企業集団における企業統治の体制（親会社及び子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況）

当社は、現時点で親会社及び子会社等は有していないものの、将来において企業集団を組成した場合には、関係会社管理規程等の関係規程を整備するとともに、コンプライアンス遵守及びリスク管理、報告に関する体制の整備を図るものとします。

ニ その他

顧問契約を締結している弁護士からは、必要に応じアドバイスを受けております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の賠償責任について、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当社は、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役と損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

役員賠償責任保険契約

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	佐久間 亮輔	1978年11月27日	2001年4月 2007年2月 2007年6月 2009年10月 ㈱ジャフコ入社 ㈱シーエー・モバイル(現 ㈱CAM)入社 戦略投資室 室長 ㈱アイデアコミュニケーション入社 代表取締役就任 当社設立 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	2,400,000
取締役 CTO サービス開発部マネージャー	江口 元昭	1978年4月27日	2002年4月 2007年8月 2009年10月 フューチャーシステムコンサルティング㈱(現 フューチャーアーキテクト㈱)入社 ㈱アイデアコミュニケーション入社 取締役就任 当社設立 取締役CTO就任(現任)	(注)3	1,600,000
取締役 CFO	神津 光良	1984年5月1日	2008年3月 2013年2月 2017年9月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 野村證券㈱に出向(2014年に帰任) 当社 取締役CFO就任(現任)	(注)3	8,800
取締役 (注)1	村野 慎之介	1979年11月8日	2003年4月 2004年6月 2008年2月 2009年1月 2012年12月 2016年9月 2018年4月 エヌ・アイ・エフベンチャーズ㈱(現 大和企業投資㈱)入社 ㈱GABA 取締役就任 ㈱磐梯インベストメンツ入社 ㈱シーエー・モバイル(現 ㈱CAM)入社 同社 取締役就任 当社 取締役就任(現任) ㈱東京通信 取締役就任(現任)	(注)3	400
取締役 (注)1	中野 玲也	1984年8月17日	2011年12月 2012年1月 2019年6月 2019年12月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 森・濱田松本法律事務所入所(現任) 米国ニューヨーク州弁護士登録 当社 取締役就任(現任)	(注)3	
監査役 (常勤) (注)2	小泉 妙美	1968年11月29日	1992年4月 2001年10月 2005年10月 2006年11月 2016年12月 2022年11月 ㈱東京銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行)入行 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 当社 監査役就任(現任) 日本ナレッジ㈱ 取締役就任(現任)	(注)4	10,000
監査役 (注)2	阿曾 友淳	1969年1月22日	1991年4月 2000年10月 2016年5月 2016年9月 2017年6月 2018年1月 2019年6月 2021年3月 明治生命保険相互会社(現 明治安田生命保険相互会社)入社 太田昭和センチュリー監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 ㈱グラフィコ入社 管理部長 当社 監査役就任(現任) ㈱城南進学研究社 取締役(監査等委員)就任(現任) tripla㈱ 監査役就任(現任) ㈱コピキタスAI 監査役就任(現任) ESネクスト有限責任監査法人 理事パートナー就任(現任)	(注)4	4,000
監査役 (注)2	成川 弘樹	1986年2月15日	2012年12月 2014年8月 2015年8月 2017年9月 大野総合法律事務所 入所 成川総合法律事務所 開所 代表弁護士就任 ネクセル総合法律事務所開所 代表弁護士就任(現任) 当社 監査役就任(現任)	(注)4	
計					4,023,200

- (注) 1. 取締役村野慎之介氏及び中野玲也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役各氏は、社外監査役であります。
3. 任期は2021年9月期に係る定時株主総会終結の時から、2023年9月期に係る定時株主総会の終結の時まであります。
4. 任期は2021年9月期に係る定時株主総会終結の時から、2025年9月期に係る定時株主総会の終結の時まであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するにあたって、社外の視点を踏まえ実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、経営者としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、客観性、中立性ある助言及び取締役の職務執行の監督を期待しており、当目的にかなう専門的知識と経験を有していること、また会社との関係、代表取締役その他の取締役及び主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題がないことを選考基準としております。

社外取締役村野慎之介氏は、IT業界及びその経営に対して知見が深く、社外取締役としての他社での豊富な経験と幅広い見識を有していることから、公正かつ客観的な見地からの確かな助言によって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、当社の株式の400株を所有しております。当社と同氏の間にはそれ以外に人的関係、資本的关系又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は当社からの独立性を有しており、㈱東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

社外取締役中野玲也氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての幅広い見識を有するとともにM&Aや国際業務にも精通しており、当社の経営全般に適宜助言又は提言いただくことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役小泉妙美氏及び阿曾友淳氏は、公認会計士として会社の財務・会計に精通しており、その専門性と幅広い知見に基づく監査体制強化及び監視機能の適切な発揮が期待できるため、社外監査役に選任しております。小泉妙美氏は当社の株式の10,000株を阿曾友淳氏は当社の株式の4,000株所有しております。同氏と当社との間にはそれ以外に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は当社からの独立性を有しており、㈱東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

社外監査役成川弘樹氏は、弁護士として企業法務やM&Aに精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等に基づく監査体制強化及び監視機能の適切な発揮が期待できるため、社外監査役に選任しております。また、同氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は当社からの独立性を有しており、㈱東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価是正する機能を有しており、企業経営の監督機能の強化のために重要な役割を担っております。また、社外取締役は、議決権を有する取締役会の一員として、審議及び決議に参加することで、取締役会としての監視機能の向上に努めております。

社外監査役は、専門的な見地から、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言並びに監督を行っております。また、社外監査役は中立の立場から客観的かつ積極的に監査に必要な情報を入手し、得られた情報を他の監査役と共有して監査環境の強化に努めております。

監査役と内部監査担当者及び会計監査人との間で、監査結果等につき情報交換を行う等、相互に連携を図るとともに、社外取締役を含む取締役は監査役と適宜会合を持ち意思疎通を図ることとしております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は、監査役3名（全員社外監査役）により構成され、うち1名の常勤監査役を選任しております。また、社外監査役の小泉妙美氏及び阿曾友淳氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会は、原則として毎月1回の定期的な開催に加え、必要に応じ随時開催されます。当事業年度において当社は監査役会を合計13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

区分	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役（社外）	小泉 妙美	13回	13回
非常勤監査役（社外）	阿曾 友淳	13回	13回
非常勤監査役（社外）	成川 弘樹	13回	13回

監査役会における主な検討事項は、監査の方針及び監査計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、監査報告の作成、定時株主総会への付議議案内容の監査、決算等に関する審議、常勤監査役による月次活動報告に基づく情報共有等があります。

各監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務遂行の状況を客観的な立場で監査することで経営監督機能の充実に努めています。

常勤監査役の活動として、取締役会、経営会議等の重要会議への出席、取締役及び使用人との面談の実施、稟議書及び諸会議議事録や各種契約書の閲覧等を通じて、会社の状況を把握し経営の健全性を監査するとともに、非常勤監査役への情報共有を行うことで監査機能の充実に努めております。また、常勤監査役は、会計監査人及び内部監査担当者として、定期的な情報・意見交換を行うとともに、監査結果の報告を受ける等緊密な連携をとり、監査内容の充実に監査業務の徹底に努めております。

内部監査の状況

当社は内部監査の専門部署及び専任の内部監査担当者は設置せず、代表取締役社長から命を受け、当社の業務及び制度に精通した経営管理部マネージャーが担当しており、経営管理部及び社長室の内部監査については、企画運営部マネージャーまたは企画運営部マーケティングマネージャーが担当し、相互監査が可能な体制にて運用しております。内部監査担当者3名は、法令、定款、社内規程及び諸取扱要領に従い、適正且つ有効に運用されているか否かを調査し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに監査役との連携により適切な指導を行い、会社の財産保全及び経営効率の向上に資することを目的に内部監査を実施しております。なお、内部監査担当者、監査役及び会計監査人は、定期的に面談を行い、相互に情報共有を行うとともに、問題点が検出された場合には、相互の役割を生かして、改善状況を監督又は確認しております。

会計監査の状況

a. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

7年間

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：石田 大輔

指定有限責任社員 業務執行社員：安藤 勇

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士6名、公認会計士試験合格者等15名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の選定にあたっては、公益社団法人日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に、会計監査人の品質管理、独立性、専門性、監査報酬の妥当性等を総合的に評価し、その適否を判断しております。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

当該方針に照らし、これらの要素を満たし高品質な監査を維持しつつ効率的な監査業務の運営が期待できることから、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人として再任することに問題はないと判断しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対する評価を行っており、同法人による会計監査は、年間監査活動を通して従前から適正に行われていることを確認しております。また、監査役及び監査役会は、会計監査人の再任に際して、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づく確認を行い、会計監査人の監査の方法と結果を相当と認め、再任の適否について決定しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
28,000		30,000	

b. 監査公認会計士等の同一のネットワークに対する報酬（上記a）を除く）

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査法人が策定した当社の監査計画、監査内容、監査日数等の諸要素、また当社の事業規模等を勘案し、両者協議の上、監査役会の同意を得て決定することとしております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された総枠の範囲内で、優秀な経営人材の確保及び企業価値の持続的な向上に資する職務遂行の動機付けが可能となるような報酬水準及び報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては、経営環境や他社の水準等を考慮の上、取締役の役位・職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

なお、当社の取締役の報酬には、株式の市場価格や会社業績を示す指標として算定される業績連動報酬は採用しておりません。

2. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2018年7月31日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与と分を除く。）と決議いただいております（同臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名））。

監査役の報酬限度額は、2017年9月29日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております（同臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名）。

3. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、当社の業績、各取締役の役位・職責と担当範囲の実績、他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の報酬については、取締役会にて決議することとしております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、前事業年度に係る定時株主総会終了後の取締役会にて決議しております。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、社外取締役との協議を経て適切に決定していることから、取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	47,730	47,730	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	23,400	23,400	-	-	5

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を純投資目的の投資株式とし、それ以外の目的の株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

上場株式を保有していないため、省略しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	49,999	事業シナジー創出のため
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2021年10月1日から2022年9月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下のとおり財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握するとともに、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、日本公認会計士協会や監査法人等が主催する研修へ参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,899,544	1,731,646
売掛金	749,681	679,922
コンテンツ	7,193	5,423
前払費用	16,903	41,656
未収還付法人税等	82,306	-
その他	61,357	105,009
流動資産合計	2,816,987	2,563,659
固定資産		
有形固定資産		
建物	10,494	10,494
減価償却累計額	7,163	8,822
建物(純額)	3,330	1,671
工具、器具及び備品	9,307	11,365
減価償却累計額	5,601	7,491
工具、器具及び備品(純額)	3,706	3,873
建設仮勘定	-	5,566
有形固定資産合計	7,036	11,111
投資その他の資産		
敷金及び保証金	107,369	178,647
投資有価証券	-	0
繰延税金資産	88,788	110,774
投資その他の資産合計	196,157	289,421
固定資産合計	203,193	300,532
資産合計	3,020,181	2,864,191

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	333,636	321,875
未払金	462,035	270,489
未払費用	4,757	6,402
未払法人税等	-	23,204
前受金	164,651	194,798
預り金	3,716	3,711
賞与引当金	1,650	2,400
その他	33	-
流動負債合計	970,480	822,882
負債合計	970,480	822,882
純資産の部		
株主資本		
資本金	361,504	366,004
資本剰余金		
資本準備金	357,790	362,290
資本剰余金合計	357,790	362,290
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,227,534	1,268,777
利益剰余金合計	1,227,534	1,268,777
自己株式	393	103,693
株主資本合計	1,946,436	1,893,379
新株予約権	103,264	147,929
純資産合計	2,049,700	2,041,309
負債純資産合計	3,020,181	2,864,191

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
売上高	7,507,568	1 6,547,840
売上原価	4,813,936	4,202,376
売上総利益	2,693,631	2,345,464
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	1,993,470	1,778,456
役員報酬	73,350	71,130
従業員給料及び手当	104,247	126,169
法定福利費	23,623	29,272
株式報酬費用	48,807	42,794
支払報酬	36,088	44,848
その他	126,764	136,220
販売費及び一般管理費合計	2,406,351	2,228,890
営業利益	287,280	116,573
営業外収益		
受取利息	19	18
為替差益	-	20,780
受取手数料	3,633	6,597
その他	67	802
営業外収益合計	3,720	28,198
営業外費用		
支払利息	23	-
為替差損	4	-
株式交付費	120	90
支払手数料	-	535
その他	8	15
営業外費用合計	156	640
経常利益	290,843	144,132
特別損失		
投資有価証券評価損	-	2 49,999
特別損失合計	-	49,999
税引前当期純利益	290,843	94,132
法人税、住民税及び事業税	109,056	74,875
法人税等調整額	3,553	21,986
法人税等合計	105,503	52,889
当期純利益	185,340	41,243

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)		当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
仕入高	1	4,629,965	96.0	3,983,213	94.7
労務費		60,942	1.3	61,504	1.4
経費		130,222	2.7	162,588	3.9
合計		4,821,130	100.0	4,207,307	100.0
他勘定振替高	2	7,193		4,930	
売上原価		4,813,936		4,202,376	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	49,999	57,995
賃借料	65,511	90,449

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
コンテンツ	7,193	4,930
計	7,193	4,930

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	356,089	352,375	352,375	1,042,193	1,042,193	256	1,750,402	50,568	1,800,970
当期変動額									
新株の発行	5,415	5,415	5,415				10,830		10,830
当期純利益				185,340	185,340		185,340		185,340
自己株式の取得						136	136		136
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								52,695	52,695
当期変動額合計	5,415	5,415	5,415	185,340	185,340	136	196,034	52,695	248,729
当期末残高	361,504	357,790	357,790	1,227,534	1,227,534	393	1,946,436	103,264	2,049,700

当事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	361,504	357,790	357,790	1,227,534	1,227,534	393	1,946,436	103,264	2,049,700
当期変動額									
新株の発行	4,500	4,500	4,500				9,000		9,000
当期純利益				41,243	41,243		41,243		41,243
自己株式の取得						103,299	103,299		103,299
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								44,665	44,665
当期変動額合計	4,500	4,500	4,500	41,243	41,243	103,299	53,056	44,665	8,390
当期末残高	366,004	362,290	362,290	1,268,777	1,268,777	103,693	1,893,379	147,929	2,041,309

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	290,843	94,132
減価償却費	5,134	3,788
差入保証金償却額	1,929	1,145
賞与引当金の増減額(は減少)	250	750
投資有価証券評価損益(は益)	-	49,999
受取利息	19	18
支払利息	23	-
支払手数料	-	535
株式交付費	120	90
株式報酬費用	52,695	44,665
売上債権の増減額(は増加)	452,152	69,759
仕入債務の増減額(は減少)	19,943	11,761
前受金の増減額(は減少)	51,462	30,147
未払金の増減額(は減少)	11,172	191,545
その他	88,376	33,125
小計	757,445	58,562
利息及び配当金の受取額	19	18
利息の支払額	19	-
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	533,313	27,858
その他	-	29,111
営業活動によるキャッシュ・フロー	224,132	57,328
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	-	49,999
有形固定資産の取得による支出	436	7,908
敷金及び保証金の差入による支出	25,517	72,423
その他	67	30
投資活動によるキャッシュ・フロー	25,887	130,301
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	3,205	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	10,710	8,910
自己株式の取得による支出	136	103,834
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,368	94,924
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	205,613	167,898
現金及び現金同等物の期首残高	1,693,930	1,899,544
現金及び現金同等物の期末残高	1,899,544	1,731,646

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

コンテンツ・・・個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

建物につきましては、定額法を採用しております。

工具、器具及び備品につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年

工具、器具及び備品 4～10年

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末における計上はありません。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業は、「マンガBANG!」におけるユーザー向けのデジタルコンテンツ販売です。

「マンガBANG!」では、顧客がコインを購入し、そのコインを使用することで、コンテンツを購入することが可能となるため、コイン付与時は契約負債として処理を行い、顧客がコインを使用しコンテンツを購入した時点又は失効時に履行義務が充足されるものと判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、顧客との契約における支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

8. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金期首残高へ与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、時価算定会計基準の適用による財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載していません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の収束時期を正確に予測することは困難な状況にありますが、当事業年度も引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が一定期間継続するものとして会計上の見積りを行っております。

また、現時点において、当社の事業活動にも広告市況の悪化に伴う広告収益単価の下落といった影響が一部生じておりますが、当社の会計上の見積りに及ぼす重要な影響はないと判断しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度以降の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 投資有価証券評価損

当社が保有する「その他有価証券」に区分される有価証券のうち評価額が著しく下落したものについて、減損処理を実施したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,710,200	24,400	-	6,734,600

(変動事由の概要)

第3回新株予約権の権利行使による増加	2,000株
第4回新株予約権の権利行使による増加	19,200株
第5回新株予約権の権利行使による増加	3,200株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	224	75	-	299

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加	75株
-----------------	-----

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第6回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	54,385
第7回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	48,878
合計		-	-	-	-	103,264

当事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,734,600	20,000	-	6,754,600

(変動事由の概要)

第4回新株予約権の権利行使による増加	6,000株
第5回新株予約権の権利行使による増加	14,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	299	143,300	-	143,599

(変動事由の概要)

2022年6月30日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得	143,300株
--------------------------------	----------

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第6回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	83,177
第7回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	64,752
合計		-	-	-	-	147,929

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
現金及び預金	1,899,544千円	1,731,646千円
現金及び現金同等物	1,899,544千円	1,731,646千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金繰表等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達する方針としております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、営業債権の一部は外貨建債権であることから、為替変動リスクに晒されております。投資有価証券は、非上場の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。敷金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しており、保有状況を継続的に見直しております。

市場リスク(為替の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権については、そのほとんどが2ヶ月以内に回収されることから、為替の変動リスクをヘッジしておりません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部門からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2021年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金(*2)	107,369	107,452	83
資産計	107,369	107,452	83

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収還付法人税等」、「買掛金」及び「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 貸借対照表計上額及び時価には、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用)の未償却残高が2,251千円含まれております。

当事業年度(2022年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金(*2)	178,647	178,735	87
資産計	178,647	178,735	87

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 貸借対照表計上額及び時価には、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用)の未償却残高が1,105千円含まれております。

(*3) 以下の金融商品は、市場価格がないことから、「金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等()	0

() 当事業年度において、非上場株式等について、49,999千円減損処理を行っております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,899,544			
売掛金	749,681			
敷金及び保証金()	69,175			
合計	2,718,401			

() 敷金及び保証金については、償還予定が確定しているもののみ記載しており、償還期日を明確に把握できないもの(38,194千円)については、償還予定額には含めておりません。

当事業年度(2022年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,731,646			
売掛金	679,922			
敷金及び保証金()	93,583			
合計	2,505,152			

() 敷金及び保証金については、償還予定が確定しているもののみ記載しており、償還期日を明確に把握できないもの(85,063千円)については、償還予定額には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2022年9月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度(2022年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	178,735	-	178,735
資産計	-	178,735	-	178,735

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2021年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2022年9月30日)

非上場株式等(貸借対照表計上額 0千円)については、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(2021年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2022年9月30日)

有価証券について49,999千円(その他有価証券の非上場株式等49,999千円)の減損処理を行っております。

なお、非上場株式等の減損処理にあたっては、発行会社の財政状態の悪化等により、実質価額が取得原価に比べて著しく下落していると判断した場合、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

(退職給付関係)

当社は退職金制度を設けておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
売上原価	3,888千円	1,871千円
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	48,807千円	42,794千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2017年3月15日	2017年10月26日	2018年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 当社従業員 6名	当社取締役 2名 当社監査役 3名 当社従業員 10名	当社取締役 2名 当社従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 90,400株	普通株式 196,000株	普通株式 184,000株
付与日	2017年3月31日	2017年10月31日	2018年8月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	2017年3月31日～2019年3月31日	2017年10月31日～2019年10月31日	2018年8月1日～2020年8月1日
権利行使期間	2019年4月1日～2027年2月28日	2019年11月1日～2027年9月30日	2020年8月2日～2028年6月30日

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2019年11月15日	2019年11月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 80,000株	普通株式 54,000株
付与日	2019年12月3日	2019年12月3日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	2019年12月3日～2024年12月31日	2019年12月3日～2021年12月2日
権利行使期間	2025年1月1日～2026年11月30日	2021年12月3日～2026年11月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年9月1日付で普通株式1株につき200株、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2017年3月15日	2017年10月26日	2018年7月31日
権利確定前(株)			
前事業年度末	-	-	80,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	80,000
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前事業年度末	4,400	96,400	76,800
権利確定	-	-	80,000
権利行使	-	6,000	14,000
失効	-	-	-
未行使残	4,400	90,400	142,800

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2019年11月15日	2019年11月15日
権利確定前(株)		
前事業年度末	80,000	48,000
付与	-	-
失効	-	1,600
権利確定	-	11,200
未確定残	80,000	35,200
権利確定後(株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	11,200
権利行使	-	-
失効	-	400
未行使残	-	10,800

(注) 2018年9月1日付で普通株式1株につき200株、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2017年3月15日	2017年10月26日	2018年7月31日
権利行使価格(円)	375	450	450
行使時平均株価(円)	-	683	802
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2019年11月15日	2019年11月15日
権利行使価格(円)	2,345	2,345
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	1,850	1,766

(注) 2018年9月1日付で普通株式1株につき200株、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、単価情報は株式分割後の金額に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 56,166千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 6,333千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
繰延税金資産		
前受金	45,832千円	54,173千円
ソフトウェア	29,395 "	30,250 "
コンテンツ	12,400 "	18,998 "
投資有価証券評価損	- "	15,309 "
未払事業税	- "	2,107 "
その他	4,525 "	5,333 "
繰延税金資産小計	92,155千円	126,174千円
評価性引当額	89 "	15,399 "
繰延税金資産合計	92,065千円	110,774千円
繰延税金負債		
未収還付事業税	3,277千円	- 千円
繰延税金負債合計	3,277千円	- 千円
繰延税金資産の純額	88,788千円	110,774千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	0.1%	0.6%
株式報酬費用	5.5%	14.5%
評価性引当額の増減	- %	16.3%
人材確保等促進税制による税額控除	- %	6.3%
その他	0.0%	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.3%	56.2%

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント
	マンガアプリ事業
ユーザー向け	4,410,617
法人向け	2,137,223
顧客との契約から生じる収益	6,547,840
その他の収益	-
外部顧客への売上高	6,547,840

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針) 7. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位:千円)

	当事業年度
顧客の契約から生じた債権(期首残高)	749,681
顧客の契約から生じた債権(期末残高)	679,922
契約負債(期首残高)	164,651
契約負債(期末残高)	194,798

- (注) 1. 貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は売掛金に、契約負債は前受金に含まれております。
2. 契約負債は、主に当社が提供するデジタルコンテンツの販売にて、顧客が購入したコインのうち未使用に関するものであり、当該契約負債は実際に使用した時点又は失効時に収益を認識し、取り崩されます。
3. 当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、164,651千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引が無いため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、マンガアプリ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、マンガアプリ事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
Apple Inc.	4,193,233	マンガアプリ事業
Google Inc.	972,540	マンガアプリ事業

当事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、マンガアプリ事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
Apple Inc.	3,677,169	マンガアプリ事業
Google Inc.	744,005	マンガアプリ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり純資産	289.03円	286.40円
1株当たり当期純利益	27.55円	6.14円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	26.74円	6.04円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	185,340	41,243
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	185,340	41,243
普通株式の期中平均株式数(株)	6,727,232	6,716,082
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	203,331	113,423
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第6回新株予約権 新株予約権の数 400個 普通株式 80,000株 第7回新株予約権 新株予約権の数 240個 普通株式 48,000株	第6回新株予約権 新株予約権の数 400個 普通株式 80,000株 第7回新株予約権 新株予約権の数 230個 普通株式 46,000株

【附属明細表】

【有価証券明細表】

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	10,494	-	-	10,494	8,822	1,658	1,671
工具、器具及び備品	9,307	2,342	284	11,365	7,491	2,129	3,873
建設仮勘定	-	5,566	-	5,566	-	-	5,566
有形固定資産計	19,801	7,908	284	27,425	16,313	3,788	11,111

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	備品購入等	2,342千円
建設仮勘定	移転オフィスの内部造作の前払	5,566千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	備品売却等	284千円
-----------	-------	-------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	1,650	2,400	1,650		2,400

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の当期増減及び残高はありませんので記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	33
預金 普通預金	1,731,613
計	1,731,613
合計	1,731,646

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Apple Inc.	356,467
Google Asia Pacific Pte. Ltd.	65,992
Google Inc.	61,866
株式会社アイモバイル	41,671
ユナイテッドマーケティングテクノロジーズ株式会社	23,244
その他	130,680
合計	679,922

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
749,681	7,086,522	7,156,282	679,922	91.3	36.8

コンテンツ

区分	金額(千円)
コンテンツ	5,423
合計	5,423

敷金及び保証金
相手先別内訳

区分	金額(千円)
東京法務局	93,583
株式会社岡崎ビル	48,015
株式会社東急コミュニティー	37,048
合計	178,647

買掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社メディアドゥ	269,677
株式会社講談社	12,100
株式会社役漫	4,338
株式会社コアミックス	4,289
株式会社ブックウォーカー	3,507
その他	27,963
合計	321,875

未払金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Apple Inc.	106,940
株式会社UPSIDER	40,368
株式会社アドウェイズ	28,813
株式会社サイバーエージェント	24,501
三井住友カード株式会社	11,315
その他	58,549
合計	270,489

前受金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
一般顧客	194,616
株式会社一二三書房	181
合計	194,798

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	1,688,380	3,419,864	4,968,877	6,547,840
税引前四半期(当期)純利益又は 税引前四半期純損失() (千円)	4,810	4,357	412	94,132
当期純利益又は 四半期純損失() (千円)	803	4,715	10,845	41,243
1株当たり当期純利益又は 1株当たり四半期純損失() (円)	0.12	0.70	1.61	6.14

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失() (円)	0.12	0.58	0.91	7.83

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://amazia.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有していません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第12期(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)2021年12月24日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第12期(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)2021年12月24日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第13期第1四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)2022年2月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第13期第2四半期(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)2022年5月13日関東財務局長に提出。

事業年度 第13期第3四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)2022年8月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書

2022年12月23日関東財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

2022年7月14日、2022年8月10日、2022年9月7日、2022年10月7日、2022年11月8日、2022年12月7日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年12月26日

株式会社Amazia
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 大輔

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 勇

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Amaziaの2021年10月1日から2022年9月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Amaziaの2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

マンガアプリ「マンガBANG!」におけるユーザー向けのデジタルコンテンツ販売収益及び契約負債の正確性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、マンガアプリのサービス提供を行っている。</p> <p>【注記事項】(収益認識関係)に記載のとおり、会社の当事業年度の売上高6,547,840千円のうち、ユーザー向け売上は4,410,617千円と重要な割合をしめており、その大半がマンガアプリ「マンガBANG!」におけるユーザー向けのデジタルコンテンツ販売収益である。また、当事業年度の貸借対照表に計上されている前受金194,798千円の大半が「マンガBANG!」における契約負債である。</p> <p>「マンガBANG!」では、顧客がコインを購入し、そのコインを使用することで、コンテンツを購入することが可能となるため、コイン付与時は契約負債として処理を行い、顧客がコインを使用しコンテンツを購入した時点又は失効時に収益を認識している。当該収益及び契約負債の計上は、自社開発したITシステムにより生成された帳票に基づき、会計システムに仕訳入力することによって認識される。また、収益及び契約負債の計上の前提となるモバイル端末におけるコインの付与及びコンテンツの購入に関する情報は、当該ITシステムにおいて自動化された業務処理統制によって記録及び処理が行われている。当該ITシステムが記録及び処理するデータ量は膨大であるため、ITシステム上で正確かつ網羅的に記録及び処理されない場合には、収益及び契約負債が正確に計上されない可能性がある。</p> <p>当監査法人は、「マンガBANG!」におけるユーザー向けのデジタルコンテンツ販売収益及び契約負債の金額に重要性が高く、その会計処理においてはITシステムへの依存度が高いことから、当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、「マンガBANG!」におけるユーザー向けのデジタルコンテンツ販売収益及び契約負債の正確性について、当監査法人と同一のネットワークに属するメンバーファームのIT専門家と連携して、主として以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> IT全般統制の整備及び運用状況の有効性を評価するため、変更管理、アクセス管理、IT運用管理について、システム管理者に質問するとともに、関連文書を閲覧した。 取引情報の記録に係る自動化された業務処理統制の整備及び運用状況の有効性を評価するため、モバイル端末において実際に行われたコインの付与及びコンテンツの購入に関する情報とITシステムに記録された情報の照合を実施し、金額及び発生時期がITシステムに正確に記録されているかを検討した。 ITシステムにより生成された帳票の正確性及び網羅性を確かめた上で、会計帳簿に記録されている収益及び契約負債との照合を実施した。 プラットフォーム運営事業者からの売掛金の入金に関して、年間を通じて会計記録と取引銀行の入出金明細との突合を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社Amaziaの2022年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。当監査法人は、株式会社Amaziaが2022年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価

結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。